

(写)

24生畜第659号
平成24年5月31日

東北農政局生産部長 殿
関東農政局生産部長 殿

生産局畜産部畜産振興課長

「平成24年に収穫される単年生飼料作物（24年産夏作飼料作物等）の流通・利用の自粛及びその解除等について」の一部改正について

「平成24年に収穫される単年生飼料作物（24年産夏作飼料作物等）の流通・利用の自粛及びその解除等について」（平成24年3月2日付け23生畜第2557号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知。以下「3月2日付け通知」という。）については、先般、平成24年に収穫するWCS用稻の流通・利用の自粛及び解除等の考え方を追加したところですが、解釈に誤りがないよう、3月2日付け通知を別紙のとおり改正しましたので、貴局管内の調査対象県に対し、周知していただくようお願いいたします。

また、調査対象県以外の貴局管内の各都県に対しても、周知をお願いいたします。

平成24年に収穫される単年生飼料作物（24年産夏作飼料作物等）の流通・利用の自粛及びその解除等についての一部を改正する通知新旧対照表

○平成24年に収穫される単年生飼料作物（24年産夏作飼料作物等）の流通・利用の自粛及びその解除等について

（平成24年3月2日付け23生畜第2557号生産局畜産部畜産振興課長通知）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 24年産夏作飼料作物等の区分</p> <p>① 稲わら及び飼料用米を除く24年産夏作飼料作物等の区分は、以下の（ア）～<u>(エ)</u>の<u>4</u>区分とすること。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>② 上記①<u>(エ)</u>の区分について調査を実施する場合、又は①(ア)～<u>(エ)</u>以外の区分について調査を実施する場合は、事前に畜産振興課に協議するものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>記</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 24年産夏作飼料作物等の区分</p> <p>① 稲わら及び飼料用米を除く24年産夏作飼料作物等の区分は、以下の（ア）～<u>(ウ)</u>の<u>3</u>区分とすること。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>② 上記①<u>(ウ)</u>の区分について調査を実施する場合、又は①(ア)～<u>(ウ)</u>以外の区分について調査を実施する場合は、事前に畜産振興課に協議するものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>